次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分

改正前	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分一厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分一厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分一厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分一厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分一厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分一厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十一日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分一厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。